

特別な事由による認定期間延長について

本制度（研修認定薬剤師制度に係る「特別な事由による認定期間延長」については以下のように運用いたします。

1. 認定期間の延長の対象となる事由
 - a.産前産後及び育児
 - b.病気静養
 - c.家族の介護・看護
 - d.海外赴任（配偶者等として渡航の場合も含む）

上記以外の事由は個々の判断となります。転居、業務多忙及び転職は事由としては認められません。

2. 考え方

- (1) 事由発生日から事由消滅日までの日数を算出

事由日数の考え方【原則最長1年】

- a.産前産後及び育児の場合：研修が全く行えなかった期間
- b.病気静養：研修が全く行えなかった期間
- c.家族の介護・看護：介護・看護期間
- d.海外赴任：渡航期間（1年以上も可）

* a～cに該当する方で、1年以上の延長を希望される方は、事前に [e-mail](#) にて当会にご相談ください。

- (2) 上記日数以上で月単位となる期間を算出

- (3) (2) で算出された期間分を当初の認定期間から延長

日本薬剤師研修センターの引用

[参考図 研修認定薬剤師制度 特別な事由による認定期間延長の考え方（新規の場合）](#)

[参考図 研修認定薬剤師制度 特別な事由による認定期間延長の考え方（更新の場合）](#)

期間延長の申請は、事由発生期間中に単位を取得していないことが条件です。

3. 認定期間の延長申請

新規申請者

・新規申請者の場合は、認定申請時に下記の様式、各々該当する下記証明書を新規申請事に必要な他の書類と共に、当会迄お送りいただければ審査いたします。

[様式（新規申請者用）研修認定薬剤師 単位取得期間延長申請書（PDF）](#)

更新申請者

・更新申請者の場合は、事由消滅後、最初に単位を取得後速やかに、下記の様式、各々該当する下記証明書を返信用封筒（宛名記載・切手貼付）と共に当会迄申請していただければ審査いたします。

[様式（更新申請者用）研修認定薬剤師 単位取得期間延長申請書（PDF）](#)

必要な添付書類：下記事由の場合、それぞれ指定する者の写し

- a.産前産後及び育児の場合：母子手帳の出生届済証明書及び家族の氏名記載部分のページ
- b.病気静養の場合：上記事由発生期間にその疾病治療のためにかかった医療機関の領収書（いずれかの時点のもの1枚で結構です）または診断書
- c.家族の介護・看護の場合：介護・看護の対象になった家族との続柄と介護・看護内容を簡潔に記載した文書（様式は特になし）
- d.海外赴任の場合：日本国旅券（パスポート）の顔写真が貼付されたページ及び該当の出入国記録があるページ